

◎新潟県告示第295号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の注射を次のとおり実施する。

令和3年3月19日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 実施の目的
豚熱の発生予防のため
- 2 実施する区域
県内一円
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
家畜防疫員が必要と認める豚及びいのしし
- 4 実施の期日
令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日
- 5 注射の方法
皮下又は筋肉内注射法